

平成30年度

# 町政執行方針

福島町



町民の皆様、町議会の皆様、平成29年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年3月9日

福島町長 鳴海清春

# 平成30年度 町政執行方針

## I はじめに

今年、蝦夷地と言われていた北海道が、松浦武四郎により「北海道」と命名され150年の年であり、かつ、明治元年から起算して150年の記念すべき年でもあります。

平成27年10月に私が町長に就任し、町政の重責を担い早や3年目を迎え、与えられた4年の任期の折り返しの年となっております。

就任以来、思いやりのある行政の実現を図るため、まちづくり基本条例の基本理念である町民との協働によるまちづくりを政治の基本姿勢とし、町民一人ひとりの笑顔が“まち”を元気にするという思いの下、基幹産業の活性化を積極的に推進するとともに、地域の宝である子供たち、子育てを地域全体で支える政策に力を注いできたところであります。

また、地域生産力の底上げに向け、政策の種を蒔き、その芽が少しずつ育ち始めてきており、これらをさらに大きく育てる大切な一年だと考えているところでもあります。

今、我が国は、これまで私たちが過去に経験したことのない、「人口減少・超高齢化社会」という危機に直面しております。

国は、人生100年時代を見据え、課題となっている少子高齢化を克服するため、あらゆる人にチャンスにあたえるなど、新たな国創りを目指して、働き方改革、人づくり革命、生産性革命な

どの様々な改革・革命を進めるとしております。また、地方創生において、若者が夢と希望を持てる農林水産の新時代を共に築くとしております。

しかし、地方においては、過疎化に歯止めがかからず、人口減少はさらに厳しい状況にあり、その根本的な要因の一つに若者の働く場所の確保が最大の課題となっております。

私は、課題の克服にあたっては、地域が持っている資源などの優位性を最大限に生かすことであり、これらを活用して地場産業の底上げを図ることで、地域力を高めることができ、それにより初めて町の持続が図られるものと考えております。

これから生まれくる未来の子供たちへ“ふるさと福島町”を伝え引き継ぐため、今の時代のまちづくりを託された我々が勇気を持って、ピンチをチャンスと捉え挑戦する姿勢を貫き、先人たちが幾多の困難を乗り越えて次代を繋いだように、我々も様々な困難や課題に果敢に立ち向かい、町民の幸せと豊かさを探求するというゆるぎない信念のもと、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

## Ⅱ 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

今年度は、「第5次福島町総合計画」で掲げたテーマの「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島」を実現するために、もっとも重要な年と位置付けており、成果につなげる一年と考えております。

初年度で準備したツールを活用し、2年目で作り上げた土台に、蝦夷アワビの陸上養殖や食べる昆布などの新たな産業の基盤を加え、基幹産業の拡大を図ってまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第5次福島町総合計画の基本計画及び実施計画を基本とし、産業振興など町の基盤を成す予算にあっては、がんばる地元企業等応援事業助成や人財育成支援事業等、将来の投資に向けた予算措置を積極的に展開するとともに、知恵と工夫を出し合い有利な財源を選択しながら、限られた財源を有効に活用しつつ、積極的な攻めの町政運営を進めてまいります。

しかし、町の収入の約半分を占める地方交付税は年々減少しており、今年度も厳しい財政運営を余儀なくされることから、経常的な経費を極力抑制することとしております。

このため、引き続き行政サービスの水準の維持に努めるとともに、今できる最大限のサービスの提供を目指して、町民の皆様と共に協働の精神を持って、適正な行政運営に努めてまいります。

### Ⅲ 主な施策の推進

次に、平成30年度におけるまちづくりについて、第5次福島町総合計画の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

#### 1 次世代を担うリーダー等の育成

町では、「まちづくりは人づくりから」の視点から、各分野における町の将来を担うリーダー等の人材育成に重点を置いた施策を推進してまいりました。

自ら考え行動し、柔軟かつ弾力的に対応する人材を増やすことが、これからのまちづくりに重要であることから、引き続き「福島町人財育成基金条例」の積極的な活用を促し、町の将来を担うあらゆる分野での人材育成に努めてまいります。

また、包括連携を締結している東京農業大学、公立ほこだて未来大学及び国立大学法人北海道大学水産科学研究院並びに北海道大学北方生物圏フィールド科学センターとの連携については、人材育成や産業振興につながる事業を中心に、大学との連携を一層強化しながら、各大学が有する英知や人材を活かしたまちづくりを継続して進めてまいります。

## 2 産業の再生による雇用の創出

町づくりの基盤となる産業振興を政策の最優先に据え、豊かな地域資源を守り増やししながら、産業振興による地場の生産力の向上を図り、地域力を高め、産業を軸とした町内経済の循環により、町の活力を生み出す施策を展開してまいります。

企業施設の設備投資や雇用者の拡大、地元企業等の事業の継承及び確保を図る事業者に対し、平成29年度から「福島町がんばる地元企業等応援条例」を施行し、あらゆる分野で頑張る地元企業等を支援してまいりました。

初年度の昨年は、漁業者を中心に多くの事業者から活用があり、町内経済の循環に繋がるなど経済効果も生まれております。

今年度においても、地元企業の持続的な事業の継承に向けて、引き続き同条例に基づき地元企業等に対する経済的支援を進めてまいります。

基幹産業である水産業においては、生産の向上及び安定を図るため生産基盤の整備として、引き続き昆布養殖施設の整備や北海道が進めている大型魚礁等の整備促進を図り、生産の増大と漁業所得の向上に努めてまいります。

併せて、漁船漁業の拠点となる漁港整備については、第3種福島漁港が直轄特定漁港漁場整備事業として、今年度から平成39年度までの計画で事業がスタートいたします。事業の概要



は、岸壁の低天端化や屋根付き岸壁整備及び用地整備などとなっております。

また、第2種吉岡漁港については、北海道が水産物供給基盤機能保全事業計画を昨年度策定しており、当該計画に基づき岸壁等の改良整備が進められることとなっております。

なお、今年度から福島漁港の静穏域を活用し、函館開発建設部等と共同でアカモク生産・活用調査検討プロジェクトに取り組み、新たなビジネスモデルの確立を目指してまいります。

株式会社ヤマザキ及び福島吉岡漁業協同組合と事業連携した「食べる昆布」プロジェクトについては、現地法人の株式会社北海シーウィードにおいて、今年から新たに乾燥施設を整備し、雇用の拡大を図ることで、早採り昆布450トンを目標に事業を進める予定となっております。

町としては、前浜資源の有効活用と雇用の創出が図られるよう、連携を深めながら事業化に向け取り組んでまいります。

国の地方創生の一環として進めている「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」については、漁港用地内に陸上養殖施設が整備され、今年度から本格的な養殖事業がスタートいたしますので、アワビ養殖の生産体制の確立を目指してまいります。

なお、今年度は、平成32年度の本格的なアワビの販売に向けて、加工品の試作やマーケティングの調査等に継続して取り組んでまいります。

平成29年度から松前町と共同で取組を進めている漁港静穏域を活用したウニの蓄養事業については、浦和漁港において蓄養を開始しており、実入りを改善させたウニについては、ふるさと納税の返礼品の他、観光面での活用も検討してまいります。

「浜の振興計画」については、福島吉岡漁業協同組合が水産庁の承認を受けて進めている「浜の活力再生広域プラン」や「マリビジョン」を基本とし、漁業者はもとより漁組や北海道大学等と連携を図りながら事業の推進を図ってまいります。

また、水産業後継者の育成支援については、引き続き農林水産業担い手支援制度を活用してまいります。

水産加工業については、ここ数年の全国的なイカ漁の不漁に伴う原料不足及び価格の高騰などの要因により、大変厳しい現状にあります。

これらの課題解決に向けて、地元漁業協同組合及び松前町並びに関係団体と連携を深めながら、原料確保や輸入枠の拡大などの対策を講ずるよう、国や道などへ要請を働きかけてまいります。また、外国人技能実習生を受け入れる事業者にあっては、

「福島町がんばる地元企業等応援条例」の外国人技能実習生助成制度により、経済的支援を行ってまいります。

農業については、農林水産業担い手支援事業により、農業後継者の育成支援に努めてまいりました。

引き続き本事業により担い手の育成に努めるとともに、若者などの担い手が「福島版営農モデル」を活用し、地元で農業後継者として農業を営むことができるよう、農業協同組合等の関係団体と連携を図ってまいります。

また、農業の有する多面的機能の維持を図るため、国の交付金事業を活用し、水路等の整備を図ることとしております。

林業については、当町の全体面積の約9割を占める森林は、資源的な蓄積は進んでいるものの、急峻な立地条件から木材の生産や輸送面で大きなハンディキャップを背負っています。

このようなことから、町では森林組合と連携して実用的な林道を整備することで、伐採木の輸送効率を高めるとともに、林業収益の向上を図ってまいります。なお、北海道において、今年度から広域基幹林道島前線改良事業が開始されることとなっております。

また、町有林造成事業並びに治山事業を実施することで、水源涵養機能及び災害防止機能の充実を図ってまいります。

施業集約化を推進するため、林地台帳を効率的に管理・活用するための森林情報管理システムを導入し、森林施業の効率化・省力化等の実践的な取組を進めてまいります。

なお、森林組合については、総合調整による事務作業を終え、新たな段階として、「福島町森林組合再建計画」に基づき町有林整備事業の設計単価見直しや林道事業の整備促進等の支援を実施することとしており、北海道等の関係機関と連携をしながら早期健全化に向けた取組を進めるとともに、適正な経営管理に向けた人的支援をしてまいります。

有害鳥獣駆除の対策については、近年町内各地域において、シカが大量に出現しており農林被害が拡大している傾向にあります。また、道路や住宅地への侵入など地域住民へ危害が及ぶような事態も生じております。

このため、町では、地元ハンターによる駆除と併せ、知内町と共同で実施している集中捕獲を効率的に実施し、農林被害の軽減を図るとともに、有害鳥獣駆除員の育成支援や確保に努めてまいります。

商工業については、小規模企業振興基本法に基づく「福島町小規模企業振興基本条例」を制定し、小規模企業の持続的な発展と地域経済の活性化を図ることとしております。

なお、具体的な支援については、従来の「福島町がんばる地元企業等応援条例」及び「福島町人財育成支援事業」により、企業活動を支援してまいります。

また、地域経済の活性化を図るため、商工会によるプレミアム商品券発行事業及び商店街にぎわい創出事業等を継続的に支援してまいります。

観光については、「大日本沿岸與地全図だいにほんえんがんよちぜんず（伊能図）」を完成させた伊能忠敬翁が、蝦夷地測量を吉岡地区からスタートした歴史的史実があることから、町では伊能忠敬翁の没後200年を記念し、3月には上陸地の吉岡の地に伊能忠敬翁の銅像を配置した「伊能忠敬北海道測量開始記念公園」が整備される運びとなっております。

また、この記念すべき年に関連するイベント等を開催し、伊能忠敬翁の功績を町内外や後世に伝えてまいりたいと考えております。

町が持っている潜在的な地域資源を活用した観光開発が「一般社団法人福島町まちづくり工房」を中心に開発が進められており、岩部海岸や青の洞窟を巡るクルーズ事業等の展開が見込まれております。

町では、これらの活動拠点と地域コミュニティ機能を併せ持つ交流センターを岩部地区に整備することとしており、町の魅

力を積極的に発信することで、交流人口の拡大や関係人口の増加に繋げていきたいと考えております。

道の駅については、現在の道の駅が横綱記念館建設時に併せて、道内でも早い段階で指定された経緯があり、現在の他の道の駅と比較すると満足度に欠けることから、再検討が急務となっております。

町では、交流人口の増加や情報発信基地としての「道の駅の在り方」を検証し、「食べる・買う・見る」を如何に創りあげるかの議論を、若者を中心に始めることとしております。

町内外から多くの人を呼び込んでいる、殿様街道探訪ウォーク、そばの花観賞会並びに新そば祭りなどのイベントについては、内容の充実に継続して取り組み、地域資源の有効活用と交流人口の拡大が図れるよう支援してまいります。

横綱の里づくり事業については、各種相撲大会の開催や九重部屋力士の夏合宿招致により、道内外の観光客はもとより年々増加傾向にあるインバウンドに対し、日本の伝統文化と触れあえる機会を多く発信し「横綱の里」をPRしてまいります。

### 3 若者等の定住対策・子育て環境の充実

将来を担う子供たちが元気で健やかに成長できるよう、また、安心して子育てができる地域の形成を目指すため、切れ目のない子育て支援が必要であります。

若者等の定住対策及び子育て環境の充実を図り、地域全体で子育てを支援するため、保育料や給食費等の完全無料化、出産祝金、高校生までの医療費無料化及び定住促進住宅等奨励事業に継続して取り組んでまいります。

認定こども園については、幼児期の保育・教育の一体的な提供を図り、保育機能と教育機能の充実に努め、幼児の健やかな成長を支えてまいります。

また、子育て支援センターにおいては、子育て中の保護者とその子供の交流の場を確保し、子育て中の親子の孤立や子育て不安の解消を図り、安心して子育てができる環境の構築に努めてまいります。

なお、長年にわたり町の幼児教育を担ってまいりました「学校法人福島キリスト教学園福島幼稚園」について、今年度から「私学助成型」から「幼稚園型（施設給付型）」へ移行することになり、子ども・子育て支援新制度が適用されることとなりますが、町では引き続き積極的な支援に努めてまいります。

子育て世代の若者等の定住促進住宅の整備については、平成29年度において建設用地が確保されたことから、今年度から事業に向けた地質や測量などの調査業務を進めてまいります。

昨年9月に、木古内町・知内町・福島町の3町で「移住・定住」に関する広域的取組として、首都圏においてプロモーション活動を実施してまいりました。

引き続き今年度においても、道南3町の魅力を発信し、交流人口の拡大に向けた取組を推進してまいります。

#### **4 がん予防対策の充実**

町民が心身ともに健康で、いつまでもいきいきと暮らすためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活や運動などを始めとする生活習慣を改善することができるよう、健康寿命を延伸する取組を進めていくことが必要であります。

栄養や食生活、運動などの生活習慣全般を改善できるよう、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施してまいります。

当町の医療費は管内でもトップクラスの高い水準にあることから、「福島町がんなんかに負けない基本条例」に基づき、がん検診などの検診率の向上を目指し、医療費の抑制に努める必要があります。



このため、町では、引き続き福島町医歯会等の関係機関と連携を図り、がん検診料の無料化をはじめ、健康ポイント制度を継続することにより、がん検診の受診率の向上に努めてまいります。

また、各種健診による予防医療や受動喫煙の防止を図るなど、がん予防対策などに積極的に取り組むことにより医療費等の抑制を図ってまいります。

さらに、健康フェスティバルや町内の事業所などへの出前講座の開催や、役場庁舎の懸垂幕を利用するなど、様々な視点から町全体でがん撲滅に向けた予防普及活動の強化を推進してまいります。

## **5 高齢者等の安心安全な生活環境の充実**

地域で誰もが自立した生活を営むためには、地域に住む人それぞれが地域福祉の担い手として、活動することが求められております。

地域福祉は、「自助」、「共助」、「公助」の、それぞれの役割を分担し、相互の連携を図り、その機能を円滑に機能させることにより推進されますので、引き続き関係各機関とも連携を図りながら地域福祉の一層の充実に努めてまいります。

地域医療につきましては、長年、当町の医療に貢献いただいた深浦内科医院の閉院を受け、町では後任の医師の確保に向けて、北海道や連携協定を締結している明生会等の関係機関への要請等に努めてきたところであります。

このような状況を踏まえ、町は将来の継続的な地域医療の確保を図るため、町立による診療所を設立し、診療所の運営を公設で行うこととしております。

なお、新たな医師による診療所の運営に関しては、6月中の開業を目途に準備作業を進めているところであります。

高齢者福祉については、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加傾向にあることから、こうした方々が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう、介護予防、生活支援、健康づくりや見守り活動等を引き続き実施するとともに、高齢者等冬の生活支援事業を継続実施することにより、自立した生活が確保されるよう支援してまいります。

少子高齢化が進展する中で、核家族化が顕著になってきており、先祖のお墓を継承することが困難な方や新たなお墓を建立することに不安を抱えている方が多くなってきております。

このようなことから当町では、共同で利用できる合葬式墓地施設を整備してまいります。

社会福祉法人福島幸愛会が運営する特別養護老人ホームにつきましては、老朽化も進み大規模改修が必要な状況にあることから、浴室等の改修事業などの整備を支援することで、入居者の生活環境の向上を図ってまいります。

指定管理者制度を導入した温泉健康保養センターについては、利用者サービスの向上を一層図り、より多くのお客様に満足頂くような温泉の運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、今年度から新たに第7期介護保険事業計画がスタートすることとなります。

町では、当該計画に基づき健全な保険運営に努めるとともに、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

なお、第7期介護保険事業期間の介護保険料は、5,600円となり前期計画より300円アップしております。

国民健康保険事業については、今年度から持続可能な医療保険制度を構築することを目的に、北海道も国民健康保険事業の運営に関わる北海道広域化へ移行することとなります。

町においては、資格管理や保険税の決定、賦課・徴収等を引き続き行うこととなりますが、適正な事務処理に努めるとともに、

保険事業の実施により医療費の適正化に努めてまいります。

なお、広域化の移行に伴う保険税の基準に関しては、引き続き現行の町の税率を適用することとしております。

後期高齢者医療事業については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、円滑な制度の運営に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法による地域生活支援事業や自立支援給付のサービス提供を円滑に行うとともに、「福島町第5期障がい福祉計画」に基づき、障害のある方が安心して生活することができる環境づくりに努めてまいります。

水道事業については、千軒地区の老朽配水管更新事業等を始めとした事業実施を予定しており、安心・安全な水の供給に努めるとともに、国が定める水道事業経営戦略に基づき、現在の人口規模に見合い、かつ、財源的に優位性のある簡易水道事業への移行を視野に認可変更等の策定作業に取り組んでまいります。

合併浄化槽の設置については、より一層の利用促進に向けたPRを推進し、快適な居住環境の創出と公衆衛生の向上・水質保全を図る観点から、設置に対する補助及び融資を引き続き実施

してまいります。

国道及び道道については、関係機関に対し適切な維持管理や道路改良の実施に向けて要請に努めてまいります。

町道については、地域の要望等も踏まえ、緊急性や優先度を定め前期実施計画に基づき計画的に事業推進するとともに、橋梁の延命化を図るため、「橋梁長寿命化計画」に基づき定期的な点検や維持補修を実施し、安全な交通の確保に努めてまいります。

昨年度より策定作業を開始した「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」については、本年3月に素案を作成し、本年12月をめどに計画を取りまとめることとしております。

公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を推進している町営住宅建替事業については、今年度から建設が開始され、前期計画では平成31年度までに4棟16戸を整備いたします。

また、他の住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、本計画により適正に維持管理を進めてまいります。

町内の空き家対策については、「空家等の適正化に関する条例」施行後、自主的な解体が進んでいる状況にあります。また、放置されている危険空き家についても、平成29年度中に8軒が解

体され危険な状況が解消されております。引き続き空き家が適正に管理され、町民の不安が解消されるよう取り組んでまいります。

防災については、日本海沿岸の津波浸水予想の提供が予定されておりましたが、この度、北海道から当町に対する日本海側の調査結果による情報提供は無いことが確認されました。

当初、日本海沿岸の津波浸水予想の公表をもって見直し作業を行うこととしておりましたが、国においては、平成29年度に太平洋側の「設計津波水位」の見直し作業を行っていることから、その結果を基に町の防災計画を見直しすることとします。

また、今年度においても全町一斉の防災訓練により防災意識を高めるとともに、災害時に備えて防災資器材の整備充実を図ってまいります。

当町においても、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設が改修・更新時期を迎え、多額の維持更新経費が必要になることが見込まれております。

こうした課題を解決し、貴重な経営資源である公共施設等を最大限に有効活用するため、「福島町公共施設等総合管理計画」に基づき、健全で持続可能な財政運営の実現を図ってまいります。

各町内会館の再編については、築40年以上を経過し老朽化が進んでいることから、老朽度調査の結果を踏まえ、各町内会館の利用状況等を総合的に勘案のうえ、今年度から再編計画に基づいた整理統合を図ってまいります。

#### IV 平成30年度予算概要

国における地方財政対策として、地方の一般財源総額については、前年度を上回る6兆2千億円を確保するとともに、公共施設等の老朽化対策の対象事業費の拡充並びに社会保障関係及び地方創生・人口減少対策などを推進することとしております。

地方交付税総額については、昨年度から率にして1.8%、約3千億円の減となる1兆6千億円となっております。

また、地方の基金残高に関して様々な議論がありましたが、各地方団体は、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で財政運営を行っており、今後も適切な各種基金の運用を進めてまいります。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画及び第2次福島町まちづくり行財政推進プランを基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

まず歳入では、町税において昨年コンブ養殖漁業の水揚げが好調だったため、漁業所得の回復による個人町民税の増額と、北海道新幹線開業に伴う償却資産に係る固定資産税の実績などにより、対前年比1億3千万円増を見込んでおります。また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースと町税増額分を考慮し、当初予算では5.5%減としております。

歳出においては、水産業を中心とした産業基盤の充実を図るとともに、引き続き少子高齢化に伴う定住対策と、町営住宅建設



や生活道路の環境整備、更には老朽化している生活館等の再編整備を重点的に取り組んでいくこととしております。

本年度も国や道など関係機関と連携しながら各種施策を積極的に推進するとともに、町民の皆さまが将来にわたって安心して暮らせる町を目指し、今後とも健全な財政運営に努めてまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	39億2,875万9千円
国民健康保険特別会計	7億4,663万6千円
介護保険特別会計	5億6,943万8千円
うち保険事業勘定	5億6,749万8千円
サービス事業勘定	194万0千円
後期高齢者医療特別会計	6,923万7千円
浄化槽整備特別会計	3,774万9千円
水道事業会計	1億3,663万1千円
計	54億8,845万0千円

となります。

なお、このほか町立診療所の開設に伴う「町立診療所特別会計」を追加提案しております。

## V むすび

以上、平成30年度の町政執行に臨むにあたり私の所信を申し上げます。

思いやりのある行政をめざし、「まちづくり基本条例」の基本理念に基づき、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政が一体となって「協働によるまちづくり」を実現してまいります。

日本全体がこれまで経験のない人口減少時代を迎え、当町においても急激に人口が減少していく中で、本町を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。基盤産業である水産業を基軸に浜の生産力を高め、地域経済を循環させることで、ここに住むすべての町民が笑顔になるような政策の実行に努めてまいります。

古い言葉に「百折不撓（ひやくせつぷとう）」とあります。私たちは、少子高齢化という高い壁に向かい、その壁が陰しく困難な道であっても、自分達のまちづくりは自分たちの手で切り開くという勇気を持ち、確固たる信念を決してぶらすことなく、目標を持って主体的に一步一步着実に前に進むことで、道は開けてくるものと信じております。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じていただいた多くの意見や提言に、真摯な姿勢で耳を傾け、町民の皆様と誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する

所存であります。

最後に、町民の皆様の深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

# 平成30年度教育行政執行方針

## I はじめに

平成29年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

福島町教育委員会は、引き続き、「総合教育会議」を通じて町長と緊密な連携を図り、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しながら、教育行政の担い手として、高い使命感をもって教育の充実に取り組んでまいります。

さて、社会の変化が加速度を増す中で、これから学び成長していく子供たちが大人になる頃の社会の在り方を見据えながら、知・徳・体にわたる「生きる力」を一人ひとりに育むことが福島町の教育に課せられた責務であると考えております。

こうした中で国においては、次期学習指導要領の改訂が進められており、その大きな方向性にあつては、一方的に知識を得るだけではなく、「主体的・対話的で深い学び」の3つの視点から授業改善をさらに充実させ、子供たちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指しています。改訂スケジュールについては、平成29年度を周知徹底期間とし、平成30年度から2年間の先行実施を受けて、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度からそれぞれ全面実施の予定となっております。教育委員会として

は、各学校と次期学習指導要領の全面実施を視野に入れながら学校運営協議会（コミュニティスクール）との連携も図りながら学校教育に取り組んでまいります。

それでは、第5次福島町総合計画及び第6次福島町社会教育中期計画に基づき、各分野における主要な施策について申し上げます。

## 1 生涯学習（推進体制）

### （1）推進体制

「第6次福島町社会教育中期計画」に基づき、町民一人ひとりの活動を支援するために必要な体制づくりを進めてまいります。

このため、引き続き文化団体並びに体育団体と連携し、指導者の育成を図りつつ、「生涯学習指導者名簿」への登録人数増に努めてまいります。

また、社会教育の専門的な事業を円滑に進めるために、昨年度から北海道教育委員会より派遣をいただいた社会教育主事による、事務局職員の専門職としての養成と生涯学習事業の充実に向けて取り組んでまいります。

なお、ふくしま町女性の会が本年度で設立10周年を迎えることから、同会では本年5月中旬に町民を対象に記念事業等を計画しておりますので、必要な支援を行い、引き続き生涯学習に係る主要なボランティア組織として活動が充実されるように取

り組んでまいります。

## (2) 福祉センター

昨年12月に策定した「福島町公共施設等総合管理計画」に基づき、予防保全（長寿命化、耐震化）の在り方についての検討を進め、総合計画前期実施期間中における基本方針の取りまとめに向けて取り組んでまいります。

## (3) 図書室、図書活動

本年度からスタートする、「第2次福島町子ども読書活動推進計画」に基づき、0歳から18歳までの子どもを中心とし、図書ボランティアの方々からご支援をいただきながら、読書習慣の定着化を目指してまいります。また、福祉センター図書室、吉岡総合センター及び移動図書による図書貸出等の強化を工夫し、より多くの町民の皆さんが読書に親しむことのできる環境の充実に取り組んでまいります。

## 2 幼児教育、学校教育

### (1) 幼児教育

幼児期の教育は、認定子ども園、幼稚園、家庭を通じて、「自立心を育てること」・「遊びを通して多方面の知識を得ることへの興味と関心を誘うこと」・「ともに同じくらいの年齢の友達と

遊びにおいて、仲良くできたり、けんかしたりしてさまざまな人間関係を体験する」という中で、自己主張と自己抑制の力が育ち、自主・協調の望ましい社会性の基礎を形成することにあります。このために、引き続き「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係課や関係者と連携した幼児教育の充実に努めてまいります。

なお、福島幼稚園につきましては、本年度から、子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」の幼稚園として運営されることになっております。これに併せて、町では従来の助成制度の見直しと幼稚園からの新たな要望内容も踏まえて、新しく補助要綱を制定し、引き続き支援していくこととしております。

また、認定子ども園及び幼稚園と小学校との円滑な連携に向けて、幼児と児童との交流や幼児の小学校への体験入学に継続して取り組んでまいります。

## （２）小中学校の教育

小中学校の教育については、各学校長の学校経営方針の下、次期学習指導要領の先行実施による授業等を基本に進めてまいります。

一人ひとりの児童生徒に「生きる力」を育むためには、義務教育9年間を通じた基礎的・基本的な知識や技能の習得、望ましい学習習慣及び生活習慣を身に付けることが重要であります。そのため、各学校における指導工夫改善やチーム・ティーチングに

よる習熟度に応じた個別指導等の対応を進めるとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深く学ぶことの充実及び授業と連動した家庭学習の定着化に各学校と共に取り組んでまいります。

次に、少子化による吉岡小学校児童数の減少を考慮し、今後の「学校の在り方」について保護者等と協議を重ねてまいりましたが、平成31年度から、新たに「学校選択制」を導入することに決定したところであります。これにより、従来の学区の概念はなくなり、福島・吉岡地区に関係なく保護者及び児童の考え方により吉岡・福島小学校のどちらでも希望する学校に入学できるようになります。このため、本年度は保護者等に対する新制度の周知期間とし、平成31年度から円滑に各小学校へ入学できるように準備を進めてまいります。

次に、地域全体が各学校の応援団となり、地域で子どもを育てる意識を高め、子どもたちが明るく・楽しく・そして元気よく成長できるような教育環境づくりを目的とする、学校運営協議会（コミュニティスクール）については、関係者のご理解とご協力をいただき、昨年12月に三校の指定を終えております。本年度を協議会活動のスタートと位置付けて、各協議会及び学校と連携を図り、地域とともにある学校づくりに取り組んでまいります。

次に、21世紀にふさわしい学びと児童生徒が活力ある社会の形成者として、主体的に情報社会に参加できる教育をめざし



て、全児童生徒にタブレットを配置し、更なる教育のICT化に取り組んでまいります。

次に、特別な配慮や支援を必要とする子どもの把握並びに保護者や関係者の認識を深めるため、教育支援委員会と北海道七飯養護学校特別支援教育コーディネーターと連携しながら、子どもの実態に応じた授業等の支援を始めとし、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

次に、学校現場における教職員の時間外勤務等の縮減に向けて、渡島管内教育委員会教育長会において、平成30年度から全市町で「学校における働き方改革」を進めることに決定したところであります。これを受けて、学校現場とも協議のうえ、具体的な計画書の策定と改革に取り組んでまいります。

また、「横綱の里づくり」の一環として相撲に親しみを持てる環境づくりが必要です。教育現場にあっては、武道教育として積極的に活動を展開していく必要があります。加えて、平成34年度の全国中学校体育大会相撲選手権大会開催町として、指導体制の確立が急務と考えられ、町長とも協議しながら、指導者の確保に向けて取り組んでまいります。

### (3) 給食

「福島町食育推進計画」に基づき、地元食材の使用割合を高めるなど地域の特色を活かした安心・安全でおいしい給食の提供と食育を推進するとともに、給食費の無料化を継続いたします。

なお、本年度から福島幼稚園に対する学校給食の提供を開始するに当たり、関係条例の一部改正を提案しております。

#### (4) 校舎、教職員住宅

学校施設を含め、教育委員会所管の施設について、「福島町公共施設等総合管理計画」の個別計画として、「福島町学校施設等長寿命化計画」の策定を平成31年度に計画しているところがあります。

この計画は、現在の学校施設等の健康状態を十分に把握するとともに、当町における目標耐用年数・目標更新年度を設定し、適正な維持管理と延命策を図ることで、一定水準の教育・学習等の環境を長期間にわたって維持することを目的としています。

このため、本年度にあっては、将来の維持計画の動向を見極めながら、効率的な維持に努めてまいります。

なお、福島小学校南側校舎（昭和53年建築）については、北海道教育庁の第一次診断法において、「耐震性有り」と判定されておりますが、継続使用に係る耐震性能の面から現状把握と評価を目的に、平成31年度に合わせて耐震診断を予定しております。

また、教員住宅にあっては、昨年度に引き続き、住環境向上のため1棟（4戸）のユニットバス化及び浄化槽設置工事と併せて、平成31年度以降の改修に係る実施設計を実施する計画としております。

## (5) 高等学校

北海道教育委員会では、「これからの高校づくりに関する指針」を、本年3月に正式決定する予定となっております。指針の素案においては、従来の「地域キャンパス校」という名称を「地域連携特例校」として、存続を図ることに位置付けられております。これに伴い、第1学年の在籍者数の基準を地域創生に取り組む地域との連携などに配慮して、20人未満から10人未満に緩和し、再編整備が留保されることになるものです。このことは、「地域キャンパス校連携会議」を中心とした、再編基準を緩和する要望活動に取り組んだ成果とも考えているところでもあります。

しかしながら、中学校を卒業する生徒数が年々減少していくことや本年の地元中学校卒業生の福島商業高等学校への進学率が低いという状況を重く受け止めなければなりません。このため、福島商業高等学校及び高校存続検討委員会とも連携のうえ、教育委員会の課題でもあった、本校卒業生を対象とした大学等進学者に対する給付型奨学金の在り方について再検討を進めてまいります。

また、東京農業大学との包括連携協定に基づき、引き続き教育的支援を通じた人材育成を進めてまいります。

## (6) 奨学金制度

現行の三つの奨学資金については、利用拡大につなげるため

に引き続き制度周知に努めてまいります。

また、前述した給付型奨学金の在り方の再検討と並行し、総合教育会議において当該奨学金の必要性等について、町長と協議を進めてまいります。

### **3 社会教育、青少年の育成**

#### **(1) 幼児**

幼児向けの演劇・人形劇・影絵等の鑑賞機会を設けながら、情操教育を進めてまいります。

#### **(2) 児童・生徒**

望ましい生活習慣の体験とともに、自主的に学習する習慣を身に付けさせることを目的に学校・PTA・女性の会などと連携した、「通学合宿事業」の拡充に取り組んでまいります。また、子どもたちの成長過程に応じた各種講座の開催とリーダーシップや表現力を育成する青少年の主張大会を継続いたします。

#### **(3) 一般（高齢者学級以外）**

地域住民のニーズを把握した中で、主体性を尊重した地域生活学級の開催を積極的に支援します。また、地域の特色を生かした独自性のある成人祭・成人式を引き続き開催いたします。

#### (4) 高齢者

高齢者が楽しく学びながら現代社会に対応できる知識を吸収し、自らが生きがいを見つけ健康で明るい豊かな生活を送ることを目的とする高齢者学級の開催については、引き続きプログラムの工夫と充実に取り組んでまいります。

## 4 スポーツ

#### (1) 推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって各年代に応じた体力・健康づくりに親しめるように、各スポーツ団体と連携し、団体内での指導者育成の支援と合わせて、新たな指導者の確保に努めてまいります。

また、本年度は福島町体育協会の設立40周年と総合体育館開館40周年を迎える記念の年でもあることから、体育協会と連携を図り、多くの町民が参加できるスポーツイベントの開催並びに体育月間スポーツを冠大会として開催することに取り組んでまいります。

#### (2) 幼児・青少年

スポーツを通じ、健康な心身の育成並びに体力増進を目的に、学校及びスポーツ団体と連携し、各種教室や大会を開催し、日常的に運動に親しむ環境づくりに努めてまいります。

### (3) スポーツイベント

伝統となっている「南北海道駅伝競走大会」については、昨年度において将来的な継続を念頭に、競技役員の減少や交通安全に配慮した新コースに変更したところであり、本年度も実行委員会と協議を行いながら開催に向けて取り組んでまいります。

また、恒例となっている「吉岡地区合同運動会」は、町内会及び学校と連携し、継続して開催いたします。

### (4) 少年団体、成人団体

課題としていた「総合型スポーツクラブ」の検討については、町内の関係機関・団体との意見交換の結果を踏まえ、当町においては、地域住民により自主的・主体的に運営する体制づくりは困難と判断したところであります。このため、引き続き既存の少年団体、成人団体及び学校と連携し、各団体の維持及び活性化に努めてまいります。

### (5) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び利用者の意見を聞きながら、安全で快適に利用できる施設運営に努めてまいります。

また、昨年度より、検討しております3つの社会体育施設の指定管理者制度導入については、さらに調査研究及び町内事業者等との協議を行いながら、平成32年度からの実施に向けて検討してまいります。

## 5 芸術文化、文化財

### (1) 文化団体

町民に潤いと安らぎを提供していくために、文化団体協議会と連携を図りながら、運営や事業活動の推進を支援してまいります。

### (2) 文化イベントなど

町民文化祭について、文化団体協議会や学校・保育所・幼稚園と協議しながら、企画から運営までを支援し、より多くの来場者を目指した開催運営に努めてまいります。

全町民に対して、音楽を始めとした芸術文化に触れる機会の提供に取り組んでまいります。

小学生には、渡島西部四町の広域事業として取り組んでいる四町芸術鑑賞を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供いたします。

### (3) 文化財

先人が残した財産として貴重な文化財については、文化財保護法の趣旨に基づき各保存団体等と連携し保存・伝承・公開に努め、町民に文化財等保護の必要性を啓発してまいります。

チロップ館については、昨年12月に管理要綱を制定し、本年2月末から、社会教育施設として運営しているところでございます。これまで収蔵していた埋蔵遺跡や古民具等を広く一般に

展示公開し、教養、調査、研究及びレクリエーションに役立ててまいります。

また、福島町に関係する偉人たちの歩んできた道を振り返り、郷土に対する愛着や誇り、郷土をさらに発展させようとする意欲を育てることを目的とした「歴史図書」の発刊に向け、本年度は福島町史研究会会員を中心とした編集委員会を設置した上で、全体構成の検討及び原稿素案の執筆等に取り組んでまいります。事業費については、編集委員会とも協議のうえ、補正予算での対応を予定しているところであります。

なお、最終的な完成は平成31年度とし、町民等への配付を平成32年度に置き取り組んでまいります。

次に、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている松前神楽については、本年1月19日に開催された国の文化審議会の審議・議決を受けて、文部科学大臣に答申がなされたところであります。これにより「松前神楽」は、正式に国の重要無形民俗文化財に指定される運びとなり、その保護団体は福島町松前神楽保存会他4団体で所在地も福島町他26市町と広範囲に及ぶものですが、松前神楽北海道連合保存会並びに福島町松前神楽保存会とも連携を図りながら、さらなる伝承・公開に取り組んでまいります。



## 6 福島町教育大綱

平成27年12月に町長の主宰する総合教育会議で決定した「福島町教育大綱（H28～H31）」については、各施策の取組状況を検証しながら取り組んでまいります。

以上、総合計画における主な施策の概要を申し上げましたが、表記以外の各事業につきましても概ね前年度に引き続いた内容を計画しておりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成30年度教育行政執行方針といたします。